

定例監査の結果

1 監査の期間

平成27年 8月24日から平成27年10月 7日

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部子育て支援課及び家庭児童支援課

・幼稚園（鶴城）

・保育園（八ツ面、福地南部、三和、一色南部、一色東部、白浜、離島、幡豆、鳥羽）

(2) 対象期間

平成27年 4月 1日から平成27年 7月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 子育て支援課

ア 契約事務において、請書に契約日が記載されていないものがあった。契約事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 臨時職員の出勤簿に消せるボールペンが使用されていた。不正目的での使用は認められなかったが、他市では不正に使用され問題となった事例もあった。文書事務の概要でも禁止するよう記載があるとおり、今後は使用禁止を徹底されたい。

ウ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、祝日と週休日が重なった場合の取扱いについて、勤務時間の支給区分誤りにより、支払額を誤っていた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

エ 児童クラブ入会申請書について、入会要件を確認する就労証明書の添付のないものや、就労証明書に必要な記載事項のないもの、証明者の印のないものがあった。就労証明書は、対象児童を確認する重要な書類であるため、適正な事務処理をされたい。

オ 児童扶養手当給付費国庫負担金について、負担金の交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

(2) 家庭児童支援課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、契約保証金免除の根拠条文のないものや、契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る契約解除に関する事項が明記されていないものがあった。

(イ) 子育て短期支援事業委託契約において、自動更新条項が規定されているものがあった。民法上の契約は成立するものの、地方自治法第232条の3の規定により、予算の裏付けのない契約は締結できないとされており、会計年度独立の原則からも適正な処理とは言えないので、法令等に則った事務処理をされたい。

イ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について、負担金の交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

(3) 幼稚園、保育園等

なし